

令和3年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議）

令和3年 6月25日（金）9時30分宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
保健福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

## 1. 議員提出議案の題目

議長発議 「特別委員会の設置 竹島対策特別委員会」

議長発議 「特別委員会の設置 議会基本条例策定特別委員会」

発委第3号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」

## 議事の経過

### ○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告                      9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（ 本会議休憩宣告                      9時30分 ）

（ 全員協議会開会宣告                  9時30分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告                  10時30分 ）

（ 本会議再開宣告                      10時30分 ）

## 日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第46号から議第60号までの補正予算案、物品購入契約の締結、工事請負契約の締結及び、条例関係等15件と、請願1件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員会：6番 大江 寿 委員長

### ○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は6月8日、9日、23日、24日と4日間開催しました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。

一般会計及び各特別会計補正予算についてですが、議第46号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」の教育費：高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業

224万9,000円についてであります。

財源は内閣府から「地方創生支援事業補助金」10分の10からで、隠岐高校を事業実施の受け皿として「地域みらい留学365」として単年度の留学を受け入れ、関係人口を増やすなど新たな魅力化事業に取り組むものです。まずは、留学生徒募集にかかる経費が対象であります。教育委員会、高校だけでなく各課、地域住民も交え協議会を設け、「島親」として関わってもらい、つながり続ける関係人口の創出を目指すということです。11月末の留学生受け入れ決定を受けて追加交付を約500万円申請予定しているそうです。

委員からは「PRの仕方が緩いのでは、もっと積極的にPRするべきでは」「追加交付予定の500万円の用途は」という意見や質問があり、寮の老朽化や生活スタイルなどを改善し、魅力化PRのアップに繋がりたいとの答弁がありました。

この事業は高校魅力化だけでなく、定住対策、人口減少対策にもつながる事業でもあるので教育委員会だけでなく他の課も交えて協力して積極的なPRで事業展開するように指摘をしました。その他、付託議案も全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、陳情・請願等についてです。請願第1号「地方財政の充実・強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」です。

隠岐の島町職員組合執行委員長 松岡隆介氏から提出のあった請願は、新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化により多様化する公的サービスの充実を図るためには地方財政の安定確立は急務であり、全会一致で「採択すべし」といたしました。

調査・研究事項についてです。まず、「大城墓地環境整備協議会の設立」についてです。

西郷小学校を中心とした大城周辺の居住者が古くから利用してきた大城墓地が近年、荒廃が進みつつあることから、環境整備と次世代への継承を目的として周辺の宗教法人と本町とで協議会を設立しました。

これは墓地の荒廃状況調査や空き墓地の整理・再利用の方法検討、その他環境整備の検討を行うものであります。約1500近くの区画にかなりの町有地もあり、また放置された区画を町で管理するのは難しく、官民一体となって調査・検討を行います。報告の後に委員会で「現地視察」をしてきました。荒廃した墓地や、中には江戸時代からの墓石もあり官民一体で調査をしてもかなり時間のかかる様子でした。町の環境としても重要なことなので今後、委員会としても調査研究を続けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。64歳以下の接種について、接種スタッフを集約することで一箇所に集中し、接種規模を拡大し集中的に実施するというもので

す。委員の中からは「外国人労働者への対応、65歳以上とそんなに人数は変わらないのになぜ診療所で接種をしないのか、いろんなケースを検討したのか、接種会場までの送迎などがあるか」などの質問があり、「いちばんの課題は接種スタッフの確保と集中にあることを病院などと協議し意思を統一した。接種会場を2箇所以上設けると接種が11月近くまでかかってしまう。そして会場まで来るのが困難な方には臨機応変に対応をしたい。」との答弁がありました。

また、関連してワクチン接種後の高齢者入所施設などへの面会について質問がありましたが、「法人によって方針を定めているため町としては感染拡大防止への留意は言えても、個々の基準は指示が出せない状況にある。コロナ対策も長期にわたり、意見交換なども減ってきていることから改めて感染防止策について関係機関の方とも連携をとっていきたい。」との答弁でした。

委員会からは「危機管理・水際対策」という観点から、引き続き積極的に対応するよう指摘いたしました。

以上、総務教育民生常任委員会報告といたしますが、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も引き続き審査してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員会：7番 村上 謙武 委員長

## ○7番（村上 謙武）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は閉会中の6月8日、9日、会期中の6月23日、24日の4日間開催し、今定例会で付託されました付託案件並びに調査事項について審議いたしましたので、審議の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は議第46号「令和3年度 隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」並びに議第53号「隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例」1件の他、「工事請負契約の締結」3件と「物品購入契約の締結」3件の計8件であります。

はじめに、審査の結果について報告いたします。

議第46号「令和3年度 隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」は賛成多数で「可決すべし」とし、他の7件の付託案件は全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審議の経過及び内容等について概要を報告いたします。

まず、議第 46 号の「令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)」であります。観光施設管理費として、3 年間休止中のレストランうみさちを指定管理により早期に営業再開するため、改修工事費として 660 万円の補正予算が計上された案件に対し、十分な時間をかけて多角的な視点から当該施設の改修工事に対する議員間討議を行いました。

当初は老朽化が目立つ建物の改修費の増加に対する懸念や、指定管理者が決定する前に改修工事を進めることの正当性の有無、さらに施設の管理と運営に対する町の方針の不透明感などを理由に、否定的な意見が多く出ました。

一方、都万地区の振興と町民のニーズに応えるために早期の営業に向け改修工事は必要との意見や、飲食施設の整備と併せて、アイランドパークの運動施設や公園のトイレ等も整備すべきとの肯定的な意見もあり、賛否両論が続く状況の中で担当課から更なる詳細な説明を求めるなど、指定管理での営業再開に向けてのさまざまな課題について、議員間の共通理解を深めながら審議いたしました。

委員会採決の結果は賛成多数で原案どおり「可決すべし」との結果となりましたが、レストランうみさちに関しては、改修工事の進捗状況や指定管理者の選定等に対して、適正なチェックを行い、引き続き注視していくことといたしました。

続いて、所管の調査事項について審議内容の概要報告をいたします。

まずはじめに、「隠岐の島町運動公園再編事業」についてですが、運動公園の施設別利用者、7 年間の実績人数のデータに基づき、スケボーパークの利用者が年平均で 62 名という極めて少ない状況にあるとの説明を受けました。

今後、運動公園を「より健康的に運動できる施設」にするために、スケボーパークについて小中高校生、及び一般の人を対象にしたアンケート調査を 6 月 25 日から 7 月 25 日の間実施し、募集した意見等を参考にして令和 3 年度末を目途に「再編計画」を策定する予定であることを確認いたしました。

次に、「西郷港ターミナルエリア整備事業」についてですが、広く町民が参加し西郷港ターミナルエリアのまちづくりを考える意見交換会の開催状況や参加者からの意見、整備事業の内容等について担当課に説明を求めました。

議員からは、隠岐ビューポートホテルなど既存の施設をどのように活用していくのか、「都市再生整備計画」に対する町の考えや、間近に迫ったデザインコンペのあり方、整備事業の財源等に対して多くの質問が出ました。それらに対して担当課より詳細な説明もあり、ターミナルエリア デザイン策定作業の進捗状況と課題等について理解を深めることができました。

た。次回、「第5回意見交換会」は7月9日金曜日、7月10日土曜日に開催する予定となっております。

次に、「新過疎計画策定」についてですが、担当課より総合振興計画に基づく令和3年度事業における、「新過疎計画計上予定事業一覧」の資料提示と説明があり、過疎債充当分、辺地債充当の事業等について確認することができました。

策定中の「新過疎計画」に対して、「公共施設等総合管理計画」との整合性を確認する留意点についての内容を質しましたが、公共施設等総合管理計画自体が今年度中に見直しの予定であるとの理由から、未策定であるとの説明がありました。

次に、「愛の橋架替事業」についてですが、地元住民との協議の進捗状況等について、改めて補足説明を求めましたが、町の基本方針について住民への十分な説明がまだ済んでおらず、愛の橋架替事業に対する理解が得られたという段階に至っていないとの状況説明でありました。工事着工への道筋を付ける時期に来ていることを考えると、担当課の粘り強い交渉により、膠着状態を解消するための最大限の努力が不可欠ではありますが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、住民との話し合いの機会が遅れている状況であります。

最後に、「水道料金超過徴収問題」であります。集合住宅水道料金の誤徴収について、担当課より問題発覚の経緯と誤徴収の調査結果及び、今後の対応等について説明がありました。長期間にわたり過大に水道料金を支払ってきた住民に対する誠意ある対応と、還付金の支払い等に対してはきめ細かな事後処理対応が求められておりますが、改めて法令遵守の視点から、日頃の事務全般に対して再点検を行う必要性が問われている問題でもあります。

また、町内の老朽化した布設水道管の計画的な改修工事について説明を求めましたが、令和6年度を目途に、水道管老朽化の状態を判断する専用システムを導入するための準備作業を現在、進めている段階であるとの説明でありました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

なお、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をしてまいります。

## ○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の承認第1号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について」から同意第3号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」までの

27 件、並びに本日の議事日程第 1 で行いました各委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」 の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

### 日 程 第 3. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、承認第1号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について」から承認第11号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」までの11件を、一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号から承認第11号までの11件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第46号「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

したがって、議第46号は、委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第47号「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」から議第52号「令和3年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」までの6件を一括して採決をします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 47 号から議第 52 号までの 6 件は、委員長報告とおりに「可決」されました。

次に、議第 53 号「隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 53 号は、委員長報告とおりに「可決」されました。

次に、議第 54 号「工事請負契約の締結について〔旧町民体育館解体工事〕」から議第 60 号「工事請負契約の締結について〔油井漁港水域施設浚渫工事〕」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 54 号から議第 60 号までの 7 件は、委員長報告とおりに「可決」されました。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町中財産区管理会委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり「同意」することに賛成の方は起立を願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

よって、同意第 3 号は原案のとおり「同意」することに決定しました。

次に、請願第 1 号「地方財政の充実、強化に関する意見書を政府等に提出することを求める請願」について、採決をします。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告とおりに、決定することに賛成の方は起立を願います。

( 起 立 全 員 )



起立「全員」であります。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

#### **日 程 第 4. 議員提出議案の上程及び審議**

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり1件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発委第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：大江 寿 議員

#### **○6番（ 大 江 寿 ）**

発委第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、提案理由の説明を行います。

地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、関係先に意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命地方創生担当大臣、内閣府特命経済財政政策担当大臣。以上でございます。

#### **○議長（ 池 田 信 博 ）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、発委第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

## 日 程 第 5. 特別委員会の設置について

「特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第5条の規定により、ひとつは、竹島問題の啓発活動及び、情報発信に関する調査研究について、お手元に配付の6人の委員をもって構成する「竹島対策特別委員会」を、ひとつは、議会基本条例の策定に関する調査研究について、お手元に配付の6人の委員をもって構成する「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、それぞれ付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、「竹島対策特別委員会」及び、「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、これに付託して継続調査とすることに決定いたしました。

### 【 竹島対策特別委員会 (6人)】

岡田智子、田中一隆、池田賢治、前田芳樹、石田茂春、米澤壽重。

### 【 議会基本条例策定特別委員会(6人)】

牧野牧子・大江 寿、村上謙武、菊地政文、安部大助、高宮陽一。

あらかじめ、各特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告をいただいておりますので、私から報告をいたします。

竹島対策特別委員会委員長：田中 一隆議員、副委員長：岡田 智子議員。

議会基本条例策定特別委員会委員長：安部 大助議員、副委員長：菊地 政文議員。

であります。

以上、報告を終わります。

## 日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長、特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

本日はこれをもって、令和3年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 10時56分 )

以 下 余 白